

役員報酬規程

社会福祉法人 よいち福社会

社会福祉法人よいち福社会 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、よいち福社会の理事・監事の報酬及び支出方法について定めることを目的とする。

(役員報酬の額)

第2条 理事及び監事が理事会、監事監査に出席した場合、当該役員に対し、一日12,000円を報酬として支給する。但し、役員の理事会及び監事監査出席に対しては社会福祉法人よいち福社会旅費規程を適用しない。また、同日に行われる評議員会出席の場合においても、同様とする。

2 理事長及び理事が常勤役員として法人業務に専念する場合には、理事会においてその勤務条件、勤務実態等を考慮した上で、役員報酬額等を決定する。

(報酬の支給方法)

第3条 理事会及び監事監査出席の場合においては、出席簿に押印の上、報酬受領後においては受領書に押印し、所得税法等の関係法規に基づき源泉徴収した後の額を支給する。

2 理事長及び理事が専ら法人業務に専念した場合の役員報酬の支給方法については、原則としてよいち福社会給与規程の例に基づき支給する。

3 その他、第2項に係る必要な事項は理事長が定める。

(その他)

第4条 この規程に定めるものの他、必要な事項については理事会において決定する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。